

令和8年度の介護保険料が決定しました

令和8年度の介護保険料が決定しましたので、介護保険料決定通

知書（以下、通知書）をすべての65歳以上の方へ6月に送付しま

す。介護保険料は、ご本人とその世帯の住民税課税状況や収入・所得に応じて15段階に区分されま

段階	対象者	年額保険料
第1段階	非課税世帯	●生活保護受給者および老齢福祉年金受給者 ●課税年金収入額と合計所得金額の合計が82万6,500円以下の方
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が82万6,500円を超え、120万円以下の方
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計120万円を超える方
第4段階	本人非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が82万6,500円以下の方
第5段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が82万6,500円を超える方
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満の方
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の方
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の方
第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の方
第10段階		合計所得金額が420万円以上620万円未満の方
第11段階		合計所得金額が620万円以上820万円未満の方
第12段階		合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方
第14段階		合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方
第15段階		合計所得金額が2,000万円以上の方

令和7年度税制改正による特例措置について

令和7年度税制改正により給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。介護保険料は3年を1期とする介護保険事業計画に基づき基準となる保険料を決定していますが、第9期事業計画（令和6年度から8年度）決定時に想定されていない税制改正により、介護保険財政に影響が出ることを避けるため介護保険法施行令が改正されました。

これにより令和8年度分の介護保険料を算定する際に税制改正の影響を遮断する措置がおこなわれます。

対象者

令和8年1月1日および4月1日に大口町に住民登録がある方のうち、令和7年中（令和7年1月から12月）の給与収入が55万円以上190万円未満の方。

※右記以外の方は影響を受けません。

措置の内容

対象者の介護保険料を算定する際に、給与所得控除額を最低保障額引き上げ前の55万円で算定します。また、引き上げ前の基準を適用することで、町民税の課税状況と介護保険料における課税状況が一致しない場合がありますので、ご注意ください。

特例減免

令和7年度町民税非課税の方のうち、令和8年度も町民税非課税の方は右記の措置はあこなわす、介護保険料を算定する特例減免を適用し、保険料算定をおこないません。

▽町民税の情報に基づき自動適用するため原則として個別申請は不要です。

▽特例減免対象者の介護保険料納付通知書に記載されている確定保険料は特例減免適用後の金額です。

▽令和7年度・令和8年度共に町民税非課税にもかかわらず介護保険料の課税状況が本人課税となっている場合はお問い合わせください。

介護保険料のお支払いについて協力ください

介護保険制度は、みなさんの保険料と公費で運営されています。介護は誰にでも起こりうる問題です。しかし、介護保険料を納めないでいると、将来介護が必要になったとき、介護サービスの利用に制限がかかる場合があります。将来介護が必要になっても安心して暮らせるよう、保険料の納め忘れがないよう、お願いいたします。

▽1年以上滞納すると、サービスの

利用がいったん全額自己負担になります。

▽1年6か月以上滞納すると、保険給付が一時差し止めとなります。

▽さらに滞納が続くと、保険給付から滞納保険料額が差し引かれます。

▽滞納が2年以上続くと、介護保険料を遡って納めることができなくなります。

介護保険料の納付が困難な場合は、お気軽にご相談ください。

通知書は大切に保管してください

6月に送付する通知書は、翌年度の仮徴収額（4月・6月に年金から徴収する額）を確認するために、翌年まで大切に保管してください。

問合せ先

長寿・くらし課 ☎94-00051

令和7年度

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します

国または地方公共団体の機関の請求による閲覧

閲覧期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

閲覧の請求をした国または地方公共団体の機関の名称	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊愛知地方協力本部長	陸上自衛隊高等工科学校の生徒に関する募集事務	令和7年5月28日	町内に住所を有し、平成22年4月2日から平成23年4月1日までの間に生まれた日本人男性
国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長	河川環境整備事業に関するアンケート調査	令和7年6月13日	余野三・六丁目、上小ロ一・三丁目、垣田地内に住所を有している18歳以上の男女
こども家庭庁成育局母子保健課長	乳幼児栄養調査	令和7年7月31日	下小ロ一丁目に住所を有している0歳以上6歳未満の男女
こども家庭庁成育局安全対策課長	青少年のインターネット利用環境実態調査	令和7年9月30日	上小ロ一丁目から三丁目に住所を有している0歳から17歳の男女

問合せ先 戸籍保険課 ☎95-1115